

委員の要件等（イメージ）

委員会	所掌事務	任命者	人数	要件	任期（再任）
選考助言委員会	学術会議が会員選考の方針の案等を作成するに当たり、意見を述べる。	会長	5 ～ 7 人	優れた研究又は業績を有する科学者（会員及び連携会員以外の者）であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況に関し広い経験と高い識見を有するもの	3 年 （再任可）
日本学術会議 評価委員会	ミッション及び中期的な活動計画に基づく学術会議の活動・運営の状況に関する評価、学術会議による自己点検・評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。 学術会議が中期的な活動計画を策定する際に意見を述べる。	総理	5 ～ 7 人	会員及び連携会員以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもの ※運営助言委員会、選考助言委員会の視点も考慮しつつ整合性も確保するため、両委員会の委員長がオブザーバー参加	3 年 （再任可）
運営助言委員会	会長が行う中期的な計画、年度活動計画及び予算の案の作成、組織の運営・管理について、意見を述べる。 会長の諮問に対し、意見を述べる。	会長	5 ～ 7 人	会員及び連携会員以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもの ※選考助言委員会の委員を兼ねることができる。	3 年 （再任可）
監事	会議の業務及び財産の状況並びに会員の職務の執行の状況を監査する。 役員会及び総会に出席し、意見を述べる。 会議の業務若しくは財産の状況又は会員の職務の執行の状況について、会長及び内閣総理大臣に対し報告する。	総理	2 人	会員（及び連携会員）以外の者から、内閣総理大臣が任命する。 ※以下の内容を規定予定 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。	3 年 （再任可）

※記載は条文案ではなく、あくまでもイメージである。